



2023年10月25日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタダード市場)
問合せ先 代表取締役最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社取締役に対する提訴についての 上告の棄却と判決の確定（勝訴）に関するお知らせ

当社は、2013(平成25)年7月19日付「当社取締役への提訴に対する当社の対応に関するお知らせ」にてご報告しておりました通り、当時の当社取締役が、当社の株主から損害賠償請求の提訴を受け、当社は被告側(当時の当社取締役3名)側へ補助参加することを決定し当該訴訟に参加しておりました。その後2021年(令和3年)3月30日に、初審の株主の請求が棄却されました。その後原告は控訴を行なったものの控訴審についても2022年(令和4年)7月13日に判決が言い渡され、当社取締役の勝訴となっております。

原告はその後最高裁に対する上告を行なっておりましたが、この度2023年10月23日に裁判所が上告を棄却したと通知を受け、当社取締役等の勝訴が確定となりましたのでお知らせいたします。
本件訴訟は当社が2011年6月に実施した明日香食品株式会社等の企業買収に関して、その買収金額が不適正に算定されたものとして損害賠償請求を求められたものとなります。

明日香食品等の買収は、買収時点においても当社にとって有利な取引と判断しておりましたが、その後同社は持続的に業績を向上、高収益を実現し当社の業績に多大な貢献をはたしております。一般的に成功率が3割とも言われる企業買収の事例と比べても、本件は紛れもない成功例と当社は自負しております。当社の各四半期における決算開示において食品事業セグメントとしてご説明申し上げております通り、明日香食品等は当初より大きな価値を持つ事業であり、昨今ではさらに大きな成果をあげて当社グループに利益をもたらしております。この経営成績における成功とともに、裁判所が、初審判決以降の判断を一貫して維持し、最高裁への上告をも棄却とされ本件が確定となったことで、当社の意思決定が適切であったことが明確に認定されたものと感謝しております。

当社としましては、当時の当社内で訴訟参加を検討する事前調査において、本件訴訟は当社グループの一部の子会社従業員が結成している労働組合が親会社経営者に対して不当な圧力を加えるために行っている活動の一環と認識しておりました。同組合自身も組合活動の一環としてこれらの訴訟を起こしていると自ら喧伝している認識しております。同労働組合は当社ならびに子会社を相手取って労働裁判も起こしておりますが、当社自身については労働委員会・裁判所などから当該労働組合と交渉する義務のないとの決定を複数回に渡って受けており、当社が勝訴しております。また子会社についてもそのような労働裁判では、ほぼ全ての争点において勝訴しております。このような当該労働組合の数々の訴訟活動が不当なものであることが当社等の勝訴により、次々に明らかになっていると認識しております。

当社グループにおきましては、今後とも事業の成長を通じて顧客価値を生み出し、利益を生み出して、株主価値向上ならびに、従業員の雇用を守るべく、積極的に活動してまいります。

記

訴訟の原因及び提起される（控訴審判決等）に至った経緯

当社は、2013（平成25）年5月31日付「株主からの訴訟請求に関する調査委員会からの報告について」にてご報告しておりました通り、当時の当社株主39名及び、代理人弁護士7名から、当時の当社取締役3名に対する損害賠償提起請求を受領いたしました。

提訴請求者からの損害賠償提起請求の主な内容といたしましては、当社が、2011年6月に実施した企業買収（具体的には、明日香食品㈱及び明日香食品工業㈱の買収。詳細につきましては、2011（平成23年）年6月3日付*「明日香食品㈱、明日香食品工業㈱2社の株式の取得（持分法適用の関連会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。）について、買収株価評価は純資産方式で評価すべきであり、DCF法及び類似会社比較法を採用したことは不適正であるので、純資産以上の価格で評価した買収金額については、当時の当社取締役3名に対し損害賠償を行うよう要求をしたものでした。

当社といたしましては、改めて当社調査委員会において検討をした結果、未上場会社を買収する際に用いられる株価の評価方法として、DCF法及び類似会社比較法を利用することは最も一般的な方法であり、これらの評価方法を否定すること等はありませんと考えられること
明日香食品株式会社等の買収に関しては、損失は起こっておらず、当初の想定を超える経営成績を上げていること

買収の意思決定等は適切、適法であり過誤はないこと

といった事実を再確認いたしましたので、当該請求には根拠がないものとして、当時の当社取締役に対しては、損害賠償請求の提起をしない判断をし、その旨を提起請求者に対し回答をしておりました。

その後、2013（平成25）年7月5日付*「当社取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ」にてご報告いたしました通り、前述した損害賠償提起請求者が原告となり、当時の当社取締役3名に対し、同様の内容で損害賠償請求を行う株主代表訴訟を提起されることとなりましたので、当社は、原告の損害賠償請求には根拠がないことを主な理由として、被告（当時の当社取締役3名）側で訴訟参加（補助参加）することを決定いたしました。

提訴より10年以上の長期間に亘って訴訟が継続したこととなりますが、その間に明日香食品等は当社グループに対し収益面で多額の恩恵をもたらし続け、当社が当該企業買収に投下した資金の全額回収を既に達成し、大幅な超過収益を計上し続けております。初審判決及び控訴審判決は株主の請求を棄却し当社取締役等の勝訴となっております。（初審の判決につきましては、2021年（令和3年）3月30日付「当社取締役に対する提訴についての判決に関するお知らせ」、控訴審の判決については2022年（令和4年）7月14日「当社取締役に対する提訴についての（控訴審）判決に関するお知らせ」をご参照ください。

その後、原告である株主は控訴審判決を不服として、上告の提起を行っておりましたが、2023年（令和5年）10月23日当社の訴訟代理人から、当該上告について棄却するという裁判所の判決文を受領したとの連絡がありましたので本件の公表に至りました。

*「明日香食品㈱、明日香食品工業㈱2社の株式の取得（持分法適用の関連会社化）に関するお知らせ」

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20110603.pdf>

* 「当社取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ」

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20130705.pdf>

* 「当社取締役に対する提訴についての判決に関するお知らせ」

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20210330.pdf>

* 「当社取締役に対する提訴についての（控訴審）判決に関するお知らせ」

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20220714.pdf>

2. 訴訟の概要

原告	*当時の当社株主39名
被告	当時の当社取締役3名
提起日	2013（平成25）年 6月21日
提起した 裁判所	千葉地方裁判所 松戸支部
提訴内容	当社の行った買収について、買収価格が高すぎるとして、被告に対し損害賠償請求を行うものです。

*初審判決時の原告の人数は36名でした。

*控訴判決時の原告の人数は35名でした。

3. 判決の内容

「主文：1. 本件上告を棄却する。2. 本件を上告審として受理しない。3. 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。」といった内容となり、当時の当社取締役3名に対する損害賠償請求はすべて棄却、被上告人（当時の当社取締役3名）の完全勝訴という形となりました。

4. 今後の見通し

当該訴訟については、当時の当社取締役3名に提訴されたものでありますので、当社への影響はございませんが、当社が被告側に訴訟参加した上で、過去に当社が実施した明日香食品等の企業買収が適正であったことが改めて証明される結果となりましたので、大変喜ばしく思っております。明日香食品等の現在の経営状況については、現在も当社連結子会社として堅調に事業を継続しており、当社グループに対し多大な収益面での貢献をもたらし続けております。

本件訴訟については、本件を持って確定し、終結となりました。今後も当社グループの経営に対する不当と考えられる主張が行われた場合は毅然とした対応を進めて参る所存です。

当社といたしましては、今後も企業価値を最大化するよう最善を尽くして参りますので、株主及び取引先をはじめ関係者の皆様には、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。